

高津市民館 指定管理者制度導入に伴う利用者説明会 質疑応答 摘録

Q 利用者が困らないように、きちんと引継ぎをしてほしい。

A 舞台は現在管理を担っている事業者が引き続き担います。その他の業務についても、しっかりと引継ぎをしてまいります。

Q 市民ニーズが広がっているという説明があったが、どのように把握したのか。

A 「今後の市民館・図書館のあり方」策定時に、市民館・図書館利用者へのアンケートやヒアリング、公募によるワークショップ等を通じて、市民館・図書館がどうなるといいか、ご意見をいただきました。また利用されていない方に対して、無作為抽出の市民アンケートを行い、ご意見をいただいております。

Q 「モニタリング」とは何をすることか。

A 館においてどのような運営や事業が行われているかを区役所職員が把握し、必要に応じて指定管理者に助言・指導を行ってまいります。

Q 施設利用の許可を指定管理者はどのように行うのか。

A 川崎市民館条例等の川崎市の定めた決まりに従って行います。

Q 利用者懇談会で意見の交換を行い、その意見を活かして行ってほしい。

A 利用者懇談会では様々な形式で利用者との対話をさせていただき、いただいた意見をよりよい施設運営に繋げてまいります。

Q 学生を社会教育実習のため市民館に派遣しているが、引き続き社会教育をきちんと学べるようにしてほしい。

A これからも社会教育主事資格を持った職員を中心に、きちんと指導・育成を行ってまいります。

Q 館長や職員は社会教育に理解がある人材が配置される予定なのか。受付等でも学習相談が受けられると良いと思う。

A 館長については、他の生涯学習関連施設で働いている職員を配置する予定で現在調整しています。受付の職員については、生涯学習に関しての研修を実施していきたいと考えています。学習相談については、事業担当職員が担うのでそちらに相談してください。

Q 今後の施設利用のルールは、ゆるくなるのか、厳しくなるのか。

A 高津市民館が複合施設の中に入っていることでの制約はありますが、指定管理者が変え

られる部分は、ご意見を伺いながら改善してまいります。

Q 指定管理者導入後も、これまでどおり社会教育振興事業は行われるのか。

A 高津市民館がこれまで実施してきた事業は継続してまいります。